

11 こども

1 心身障害児福祉事業（こども部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内容	28年度予算額
国縣市	補装具費支給事業	障害を補うための装具、義足、補聴器、車椅子等の交付・修理します。	購入 100件 修理 51件	千円 21,630
県市	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	障害者手帳を持たない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入の際助成します。	助成 8件	420
県市	身体障害者住宅整備事業	障害者の日常生活の利便を図る為の住宅の整備改善を行います。	0件	630
国縣市	日常生活用具給付事業	重度の心身障害者に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	電気式疾吸引機、ネブライザー、頭部保護帽、住宅改修費、紙おむつ等	9,720
県市	心身障害児（者）通所通園等推進事業	知的障害児施設及び肢体不自由児施設に入所している児の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料及び交通費の一部を補助します。	通行料の1/2 ガソリン代の1/2 (但し、月2,000円を超える部分)	80
市	松本おもちゃ図書館	障害児の発育に応じたおもちゃ等を貸し出し、成長発達を促進します。	・南部おもちゃ図書館 第1水・第4土曜日開館 ・北部おもちゃ図書館 第1火・第3土曜日開館	360
市	フレンドシップ・キャンプ事業	障害のある子とない子がともに自然の中で共同生活を体験し、お互いを理解し合い、友情を育てる2泊3日のキャンプです。	参加者 65人 期日 8月7～9日 主催 松本青年会議所	500
市	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障害児の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図ります。	1カ月当たり1,400円を限度として助成 年16,800円 対象者：重度の下肢、体幹、視覚、内部障害及び知的障害者	1,910
県市	障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障害児の利用者負担を軽減することにより、障害児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図ります。	利用者負担の1/2を助成	280

区分	事業名	事業の概要	内容	28年度予算額
国縣市	児童発達支援事業（未就学児童）	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図ります。	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他	千円 49,800
国縣市	放課後等デイサービス事業（就学児童）	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、障害児の自立の促進を図ります。	療育センター らいふ・みらい まつようクラブ 他	92,140
県市	心身障害児（者）タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障害児を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	利用者が事前に登録した介護者に依頼して実施。年間利用可能時間 300 時間	8,490
県市	障害児放課後等交流促進事業	障害児等（義務教育対象児）に放課後や休業日に、適切な遊びや生活の場を提供します。	シェイクハンズひかりに委託実施	2,450
市	日中活動の場整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障害者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	療育センターらいふ	600

2 障害児の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

ア 身体障害児数

種別	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
人数	12 人	32 人	52 人	109 人	205 人
割合	(5.9%)	(15.7%)	(25.3%)	(53.1%)	(100%)

イ 知的障害児数

種別	重度（A1）	中度（A2・B1）	軽度（B2）	合計
人数	128 人	82 人	265 人	475 人
割合	(26.9%)	(17.3%)	(55.8%)	(100%)

ウ 精神障害児保健福祉手帳交付者数

種別	1 級	2 級	3 級	合計
人数	22 人	22 人	5 人	49 人
割合	(44.9%)	(44.9%)	(10.2%)	(100%)

3 心身障害児施設

施設名	所在地	利用者	概要
しいのみ学園	松本市双葉 4-16	24 人	心身に障害のある児童が親子で通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への訓練などを受ける施設

4 保育園・幼稚園・認定こども園

保育園は公立43カ所、私立5カ所、又幼稚園は公立3カ所、国立（国立大学法人）1カ所、私立11カ所、認定こども園は私立4カ所となっています。

(1) 年齢別保育園・幼稚園・認定こども園在籍児童の状況 (平成28年5月1日現在)

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
就学前児童数	2,007	2,112	2,049	2,120	2,152	2,125	12,565
在籍児童数	126	563	744	2,015	2,163	2,137	7,748
幼 稚 園	計			649	689	674	2,012
	公 立			83	62	58	203
	私 立			536	595	578	1,709
	国 立			30	32	38	100
保 育 園	計	114	506	669	1,242	1,328	5,180
	公 立	99	430	568	1,101	1,172	4,532
	私 立	15	76	101	141	156	648
認 定 こ ど も 園	計	12	57	75	124	146	556
	公 立						
	私 立	12	57	75	124	146	556
入 園 率 (%)	6.3	26.7	36.3	95.0	100.5	100.6	61.7

- (注) (1) 年齢は4月1日入園時の年齢です。
 (2) 保育園在籍児童数には特別利用保育児を含みます。
 (3) 幼稚園在園児童数には市外からの通園児を含みます。

(2) 私立保育園に対する助成

経営の安定化、職員の処遇改善及び児童処遇の均衡を図るため、各種助成金を交付しています。

(平成27年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 等	運営費、経営安定費、児童健康管理	999,037
特別保育事業費	乳児保育、延長保育、障害児保育、1歳児保育、一時保育	57,313
施 設 整 備 費	園舎の改修（やよい保育園）	331
計		1,056,681

(3) 私立幼稚園に対する助成

幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため、各種助成金を交付しています。

(平成27年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運営費補助	1園年額700千円、1人年額27,000円	56,728
就園奨励費	市民税所得割額区分による保育料の減免相当額	155,122
私立幼稚園建設補助	新築、増築、改築等（ささべ認定こども園）	774
計		212,624

(4) 保育料の軽減

保育料軽減額の推移

【単位：千円】

年 度	(A) 国の基準による 徴 収 金 総 額	(B) 市の保育料徴収金 総 額	(A-B) 軽 減 総 額	(A-B) / A × 100 軽 減 率
23 年 度	1,752,388	1,277,986	474,402	27.1
24 年 度	1,767,227	1,279,019	488,208	27.6
25 年 度	1,729,449	1,257,179	472,270	27.3
26 年 度	1,742,070	1,260,880	481,190	27.6
27 年 度	1,811,830	1,231,080	580,750	32.1

(5) 幼稚園・保育園の保護者負担平均額

(平成27年度)

区 分	入 園 料 年 額	経 費					総 額 (月額)	
		保 育 料	教 材 費	給 食 費	そ の 他	計		
幼 稚 園	公 立	—	9,369	430	3,470	500	13,769	13,769
	私立平均	29,167	23,425	—	—	406	23,831	26,262
	国 立	31,300	6,100	1,000	—	1,000	8,100	10,708
保 育 園	3歳以上児	—	19,687	—	—	—	19,687	19,687
	3歳未満児	—	18,385	—	—	—	18,385	18,385
	平 均	—	18,719	—	—	—	18,719	18,719

(注) (1) 入園料は、年額/12で総額に算入してあります。

(2) 幼稚園のうち私立平均の経費の教材費及び給食費の欄については、教材費を徴収していない園、給食のない園があるため記載していません。

(3) 幼稚園の経費のその他の欄は、PTA会費です。

(4) 保育園・公立幼稚園保育料は、10月1日現在の階層別人員表によります。

(5) 保育園の3歳以上児については、上記のほかに主食代の負担があります。

(6) 3歳未満児保育

(平成28年5月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	43 園	9 園	52 園
3 歳 未 満 児 数	1,097 人	336 人	1,433 人

(7) 延長保育

(平成28年5月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	43 園	9 園	52 園
児 童 数	1,074 人	298 人	1,372 人

(8) 障害児保育

ア 昭和52年から障害児保育指定園を1ヵ所設け、定員児童9名、保育士2名で発足しました。

イ 昭和56年の国際障害者年を機に地域の保育園での実施へと拡大してきました。

ウ 平成5年「松本市障害児保育事業実施要綱」を作成し要綱に基づいて実施するようになりました。

エ 平成28年度は、公私立44ヵ所177人の障害児を受け入れており、統合保育を推進しています。

(9) 保育園施設の整備

ア 整備方針

(ア) 改築

老朽化の著しい施設から計画的に改築を図るとともに、地域人口の自然動態、社会動態の推移等を考慮し、適正規模、適正配置に努めます。

(イ) 大規模改造等

老朽化した施設、設備の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。

(ウ) 園庭芝生化事業

園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園及び幼稚園の園庭の一部を芝生化するものです。

イ 平成 27 年度事業

(ア) 神田保育園改築事業

- a 事業内容 建設後概ね 50 年を経過し、老朽化した木造保育園の環境を整備するため、現地改築をするものです。
- b 建設場所 松本市神田 1-3-1
- c 全体計画 25 年度：実施設計、地質調査、測量調査
26 年度：実施設計、仮設園舎建設、仮設園舎借上
27 年度：仮設園舎借上、既存園舎解体、建設工事
- d 事業費 7,090 千円（平成 25 年度）
36,740 千円（平成 26 年度）
345,600 千円（平成 27 年度）

(イ) 波田ひがし保育園大規模改造事業

- a 事業内容 建設後概ね 30 年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。
- b 建設場所 松本市波田 8128-1
- c 全体計画 26 年度：給排水設備・内外装改修実施設計
27 年度：給排水設備工事、内外装改修工事
- d 事業費 1,790 千円（平成 26 年度）
89,810 千円（平成 27 年度）

(ウ) 安曇保育園大規模改造事業

- a 事業内容 建設後概ね 30 年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。
- b 建設場所 松本市安曇 2741
- c 全体計画 25 年度：給排水設備・内外装改修実施設計
27 年度：給排水設備工事、内外装改修工事
- d 事業費 780 千円（平成 25 年度）
18,170 千円（平成 27 年度）

(エ) 今井保育園屋根・床・FF 暖房機改築事業

- a 事業内容 建設後概ね 18 年を経過し、老朽化した屋根・床・FF 暖房機の改修をするものです。
- b 建設場所 松本市今井 1246-1
- c 事業費 16,690 千円（平成 27 年度）

(オ) 保育園園庭芝生化事業

- a 事業内容 園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園の園庭の一部を芝生化するものです。
- b 建設場所 市内公立保育園 16 園
- c 事業費 18,390 千円（平成 27 年度）

ウ 平成 28 年度事業

(ア) 中条保育園移転改築事業

- a 事業内容 建設後概ね 50 年を経過し、老朽化した木造保育園の環境を整備するため、現地改築をするものです。
- b 建設場所 松本市井川城 1-4570 他
- c 全体計画 26 年度：用地購入、地質調査、実施設計、造成設計
27 年度：実施設計、造成設計
28 年度：造成工事
29 年度：建設工事
30 年度：既存園舎解体
- d 事業費 193,230 千円（平成 26 年度）
8,170 千円（平成 27 年度）
88,220 千円（平成 28 年度）

(イ) 梓川西保育園大規模改造事業

- a 事業内容 建設後概ね 30 年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するものです。
- b 建設場所 松本市梓川梓 2348-7
- c 全体計画 28 年度：給排水設備・内外装改修実施設計
29 年度：給排水設備工事、内外装改修工事
- d 事業費 4,040 千円（平成 28 年度）

5 児童館・児童センター

(1) 施設整備

ア 整備目的

地域の児童の遊びの拠点として、また放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童に健全な遊びを与えて情操豊かに育つことを目的に、原則として小学校通学区単位に整備しています。

イ 整備箇所数

児童館 5 館、児童センター 22 館、計 27 施設

ウ 整備方針

(ア) 改築

昭和 40～50 年代に建設された木造児童館について、施設の老朽化や利用状況を考慮し、計画的に改築を進めています。

平成 23 年度は高宮児童館、24 年度は島内児童館、26 年度はあがた児童館を改築し、それぞれ規模の大きな児童センターとして整備しました。

(イ) 大規模改造

老朽化した建物や設備等の改修を計画的に行い、児童の居場所としての施設整備に努めています。

平成 27 年度は芳川児童センターの大規模改造工事を実施しました。

(2) 運 営

現在開館している 27 館のうち、18 館を社会福祉協議会、6 館を NPO 法人ワーカーズコープ、2 館を企業組合労協ながの、1 館を NPO 法人しろがねが指定管理者として管理運営を行っています。

各児童館・児童センターには館長と児童厚生員がおり、子ども達を指導しています。また、児童センターには児童厚生員の他に体力増進指導員がおり、子ども達の健康増進の指導を行っています。

ア 利用時間及び休館日

(ア) 利用時間

午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

ただし、小学校休業日（当該児童館が位置する区域を通学区とする小学校）は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(イ) 休館日

日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 児童館・児童センター設置状況

施設名	開館年月	施設名	開館年月
あがた児童センター	昭和 41 年 12 月	鎌田児童センター	平成 5 年 4 月
高宮 〃	43 年 12 月	山辺 〃	6 年 4 月
元町児童館	45 年 1 月	岡田 〃	6 年 4 月
蟻ヶ埼 〃	46 年 1 月	浅間 〃	7 年 4 月
島内児童センター	48 年 4 月	筑摩 〃	7 年 4 月
南郷児童館	51 年 4 月	内田児童館	8 年 4 月

施設名	開館年月	施設名	開館年月
寿台児童館	昭和55年4月	今井児童センター	平成9年4月
芳川児童センター	56年4月	中山	11年4月
南部	58年9月	田川	12年4月
菅野	59年4月	和田	12年8月
並柳	63年4月	新村	14年2月
島立	平成元年4月	梓川	18年4月
寿	2年4月	波田	22年3月
二子	4年4月		

*高宮児童センターは平成24年4月、高宮児童館を改築したもの

*島内児童センターは平成25年4月、島内児童館を改築したもの

*あがた児童センターは平成27年2月、あがた児童館を改築したもの

6 放課後子ども総合プラン

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間留守となる家庭の、小学校に就学している登録児童に対し、放課後あるいは学校休業日等において、適切な遊び及び生活の場として、24の児童館・児童センターと寿、山辺、旭町、四賀、波田の各放課後児童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。

ア 開設時間等

(ア) 開設日 月曜日から土曜日まで

(イ) 休業日 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(ウ) 利用時間

a 登校日 午後0時30分～午後7時

b 学校休業日 午前8時～午後7時

イ 対象児童 小学校1年生から6年生まで(十分なスペースを確保できない施設は4年生まで)

ウ 利用料（月額）

時間区分	利用料		延長料金
	1人目	2人目以降	
午後5時まで	2,000円	1,000円	1回あたり 300円
午後6時まで	3,000円	1,500円	
午後7時まで	4,000円	2,000円	

※ おやつ代は別

※ 減免は就学援助費支給要綱を準用。要保護者は無料。準要保護者は利用料半額

エ 留守登録児童の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
実施箇所数	29	29	29	29	29
登録児童数	1,921人	2,082人	2,312人	2,510人	2,793人
備考	旭町放課後児童クラブを開設	高宮児童館を規模の大きい児童センターとして改築	島内児童館を規模の大きい児童センターとして改築	あがた児童館を規模の大きい児童センターとして改築	芳川児童センタークラブ室増築により小6まで受入れ開始

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ等を実施することで、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するものです。

平成20年度に奈川文化センター夢の森と源池小学校で事業を開始し、現在、授業日にほぼ毎日実施する「居場所型」と、週に1度、運動遊びに親しむ機会を提供する「運動教室型」の2種類の教室を実施しています。

ア 参加費

無料（ただし、スポーツ保険料として800円）

イ 延べ利用者数

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
奈川	4,656	3,760	3,061	2,826	2,888	居場所型
源池	2,071	2,618	3,097	2,227	2,370	〃
安曇	990	800	1,085	567	154	〃
明善	433	638	746	454	566	〃
錦部	554	640	—	—	—	統合によりH25から未実施
開明	355	652	445	294	485	運動教室型
旭町	942	921	222	—	—	〃
会田	—	1,705	—	—	—	統合によりH25から未実施
四賀	—	—	—	491	605	統合（新設）によりH26から実施

(3) 児童育成クラブ

保護者等が主体となって放課後児童健全育成事業を実施している市内13児童育成クラブに対し、運営費の補助をしています。

児童育成クラブ：田川、菅野、清水、開明、山辺、明善、源池、鎌田、島内（以上9児童育成クラブは運営主体のNPO法人松本学童クラブの会に補助）、開智、旭、芳川、寿（児童数398人）

7 児童遊園

少子化が進み、子どもを取り巻く社会状況が不安なものとなりつつある中で、交通事故や水難事故などから子どもを守り、健全育成を図るための施設として、児童遊園があります。本市の現状は、波田との合併により、市の児童遊園が38カ所、簡易児童遊園等（町会等で設置したもの）が171カ所となっています。

・簡易児童遊園等設置事業補助

町会等が敷地を確保し簡易児童遊園等を設置及び改修する事業に対し補助金を交付します。

補助金を交付する簡易児童遊園等の区分、敷地面積、設備、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次表のとおりです。

なお、補助金の交付を受けた後に、新たに同一の簡易児童遊園等を改修する場合は、5年を経過しなければ、次の補助金の交付を受けることができません。

区分		簡易児童遊園	子供広場	チビッコ広場
敷地面積		66m ² 以上	16.5m ² 以上	
設備		広場、ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、水飲み施設、便所等	広場、砂場、水飲み施設、便所等	広場、砂場等
補助対象 経費	新設	設置に要した経費		
		20万円以上のものに 限る。	10万円以上のものに 限る。	5万円以上のものに 限る。
	改修	改修に要した経費		
補助金額		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
補助限度額		40万円	30万円	8万円

8 地域子育て支援センター

(1) 松本市こどもプラザ

未就園の幼児を中心とした子育て中の親子が気軽に集い、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができるよう子育て家庭への育児支援及び地域の子育て支援の向上を図ることを目的とした施設です。

ア 施設内容

実施施設名	こどもプラザ(筑摩)	小宮こどもプラザ	南郷こどもプラザ	波田こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市島内 155-2	松本市横田 3-23-1	松本市波田 6861
開 設 日	平成 12 年 6 月 17 日	平成 17 年 8 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日
開 館 日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日	月曜日～金曜日	
開 館 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時			
27 年度実績	19,703 人	19,051 人	17,852 人	10,617 人

イ 事業内容

- (ア) 情報提供 子育て関連情報の収集・提供
- (イ) 子育て相談 育児不安の相談
- (ウ) 育児講座 それぞれの館で子育てに関する講座を開催
内容は親子体操、ベビーマッサージ、食育、絵本読み聞かせ等
- (エ) 育児サークルの活動支援
- (オ) 読み聞かせ用絵本の貸出

(2) 休日保育（こどもプラザ（筑摩）のみ実施）

利用日現在 1 歳以上、就学前で集団保育が可能な幼児（病気でないこと）が、保護者の就労、病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭で保育できない時に実施します。

利 用 料	4 時間以内	4 時間超え 8 時間以内	日 時
3 歳未満	1,300 円	2,600 円	日曜日、祝日（年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時のうち必要とする時間
3 歳以上	650 円	1,300 円	

(3) つどいの広場

子育て支援員を配置して、主に未就園の乳幼児と保護者を対象に児童館等を活用しながら、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供する事業です。

平成 26 年度に、芳川児童センターの隣地に、子育て支援施設「なんぶ すくすく」を新設し、27 年度から、従来の芳川つどいの広場の開設時間を 3 時間延長して事業を開始しました。

ア 実施時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 2 時
（「なんぶ すくすく」のみ、午前 9 時～午後 5 時）

イ 利用対象 主に未就園の乳幼児と保護者（登録不要、利用無料）

ウ スタッフ 各広場 子育て支援員 2 名

エ 実施箇所一覧

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先
芳 川つどいの広場 （なんぶ すくすく）	芳 川児童センター	平成 17 年 4 月	社会福祉協議会

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先
南 部つどいの広場	南 部児童センター	平成 17 年 4 月	社会福祉協議会
浅 間 //	浅 間 //	//	//
鎌 田 //	鎌 田 //	//	//
寿 台 //	寿 台児童館	18 年 4 月 (17 年度寿台福祉ひろば)	(NPO) ワーカーズコープ
あがた //	あがた児童センター	18 年 4 月	社会福祉協議会
蟻ヶ崎 //	蟻ヶ崎児童館	//	(NPO) しろがね
島 立 //	島 立児童センター	//	社会福祉協議会
山 辺 //	山 辺 //	18 年 4 月	//
梓 川 //	梓 川 //	//	//
四 賀 //	四 賀 支 所	//	//
新 村 //	新 村児童センター	19 年 4 月	企業組合労協ながの
今 井 //	今 井 //	//	社会福祉協議会
寿 //	寿 //	20 年 4 月	//
菅 野 //	菅 野 //	25 年 4 月	//
岡 田 //	岡 田 //	//	(NPO) ワーカーズコープ
二 子 //	二 子 //	26 年 4 月	社会福祉協議会
中 山 //	中 山 //	//	(NPO) ワーカーズコープ
田 川 //	田 川 //	//	社会福祉協議会
高 宮 //	高 宮 //	27 年 4 月	社会福祉協議会
和 田 //	和 田 //	//	企業組合労協ながの

※四賀つどいの広場事業は委託事業、それ以外は各児童館・児童センターの指定管理者に委託

9 病児・病後児保育事業

(1) 病児保育事業

当面病状の急変はないが、病気回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、集団保育や家庭での保育が困難であり、かつ市内在住または市内に勤務している保護者の児童を対象とする病児保育事業を実施しています。

実施施設名	社会医療法人慈泉会 相澤病院病児保育室	医療法人梓誠会 梓川診療所病児保育室
住 所	松本市庄内 2-5-1	松本市梓川梓 2344-1
開 設 日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/14～16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	4 人	8 人
27 年度実績	473 人	707 人

(2) 病後児保育事業 (こどもプラザ (筑摩)、南郷こどもプラザで実施)

満1歳以上の市内在住又は市内に勤務している保護者の未就学児童で、病気回復期(感染症は治癒していること)ではあるが、集団保育に出すには心配という時に、看護師と保育士が保育を実施しています。

実施施設名	こどもプラザ(筑摩)	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜から金曜日まで	
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
27 年度実績	111 人	150 人

10 ながの子育て家庭優待パスポート事業、多子世帯応援プレミアムパスポート事業

(1) 経 過

社会全体で子育てを支援する施策の一環として、子育て世帯を経済的に支援するため、平成 18 年 9 月から、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象に「わいわいパス事業」を実施してきましたが、22 年 4 月から、長野県が子どもを 1 人以上育てている世帯を対象とした「ながの子育て家庭優待パスポート事業」(以下「パスポート事業」という。)を開始したことに伴い、同年 8 月から同事業に移行しました。

(2) 実施内容

地域全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、18 歳以下(18 歳に達する年度の 3 月末まで)の子どもがいる家庭に、協賛店で各種優待サービスが受けられるカードを配布しています。このカードは、4 年ごとに一斉更新して市内の全子育て家庭に配布し、その後は転入届や第 1 子出生届の際に配布しています。

また、27年度からは、子どもを3人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなど、通常のサービスに加え追加のサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布する事業を開始しました。

さらに、28年度からは、パスポート事業が全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充され、併せて第1子の妊娠届提出者まで対象者が拡大されました。

協賛店については、商工会議所等に協力を依頼するとともに、広報等にPR記事を掲載して新規協賛店を募集しています。

ア ながの子育て家庭優待パスポート事業（平成27年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 約24,000世帯
- (イ) 協賛店 約380店舗（全県では約3,900店舗）

イ 多子世帯応援プレミアムパスポート事業（平成27年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 約3,300世帯
- (イ) 協賛店 約90店舗

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、保育園等への送迎や一時保育、病児・病後児保育などの相互援助活動を実施しています。また、平成24年9月から緊急サポート事業を開始し、電話受付時間を午前7時から午後8時まで拡大し、土曜、休日の電話受付対応をしています。

- (1) 依頼会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住あるいは在勤の方
- (2) 協力会員 健康で家族の協力が得られ、自宅で安全に子どもを預かれる方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料金

時間帯	一時保育	病児保育
月～土の8時～18時 (1時間当たり)	600円	700円
上記時間外・日曜・祝日 (1時間当たり)	700円	800円

※2人目からは半額。協力会員の交通費等は実費

- (5) 利用実績

		H25	H26	H27
登録数	依頼会員	1,562人	1,892人	2,052人
	協力会員	141人	177人	177人
	依頼協力会員	80人	99人	90人
延べ利用回数		3,336回	2,881回	2,796回
延べ利用時間		7,820時間	6,872時間	6,857時間

12 子育てサポーター訪問事業

多様な生活様式や家族形態に対応した子育て支援策として、平成 22 年 7 月から、都合で自宅での一時保育や育児に伴う家事援助などを希望する家庭に、支援者が訪問する事業を開始しました。

- (1) 利用会員 0 歳から 15 歳までの児童を育てている市内在住の方
- (2) 支援会員 市の子育て支援講座を修了した方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料

利用区分	一時保育	病児保育
月～土の 8 時～18 時（1 時間当たり）	800 円	900 円
上記時間外・日曜・祝日（1 時間当たり）	900 円	1,000 円
宿泊（21 時～翌朝 7 時）	5,000 円	6,000 円

*2 人目から半額。支援会員の交通費は実費 * 宿泊の場合は支援会員の自宅で保育

- (5) 登録数 利用会員 339 人、支援会員 83 人
- (6) 利用実績

	H25	H26	H27
延べ利用回数	1,408 回	1,325 回	1,564 回
延べ利用時間	3,691.5 時間	3,654.5 時間	3,226.5 時間

※ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業について、地方創生交付金を活用し、ハッピーセカンド子育て応援券配布事業（第 2 子以降の妊娠届出者にファミリー・サポート・センター事業の 10 時間分の無料券を配布）を実施しています。

13 子育て支援事業利用料助成金交付事業

平成 23 年 4 月から、ひとり親家庭など低所得世帯の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当受給世帯等を対象に、ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業の利用料の半額を助成しています。（平成 24 年 4 月から助成金の交付額の上限を月額 10,000 円としました。）

14 子育て支援ネットワークづくり事業

- (1) 子育て支援ネットワーク研修会の開催

市内で活動している子育てグループや子育て支援団体、関心のある市民に呼びかけ、研修会・交流会等を通して、相互に情報交換するとともに、子育て支援について学習し、市と協働して子育て支援を行うためのネットワーク化を図り、子育てを支える人材や団体を発掘・育成しています。

ア 開催期間・回数 平成 27 年 6 月～平成 28 年 3 月 全 6 回

イ 内 容 そらいろのたねの活動について どならない子育てについて ほか
ウ 参加者数 延べ84人

(2) 子育て講演会の開催

金山美和子氏講演会～みんなで子育て！地域で子育て！～

(3) 子育てサポーター養成講座の開催

子育て中の家庭をサポートするための人材を育成するため、子育てに関する講座を開催し、地域の子育て力向上と、より一層子育てしやすい環境を整備するものです。講座修了者は、本市子育てサポーター訪問事業等において活動するほか、地域において支援活動を行います。

ア 開催期間・回数 平成27年6月～12月 全40講座

イ 内 容 乳幼児の心と体の発達、児童虐待の現状と予防、救急救命講習ほか

ウ 受講生数 24人

15 子育て支援コミュニティサイト運営事業

市民との協働により、官民両者の子育て情報を総合的に提供する「子育て支援専用の利用しやすいホームページ」（サイト名「はぐまつ」）を22年度に作成し、わかりやすい子育て支援情報を提供しています。

平成27年度は、安定運営と安全性向上のためのバージョンアップと、スマートフォン等の携帯端末利用者でも快適にアクセスできるシステムに機能強化を行いました。

16 赤ちゃん休憩室整備事業

平成24年3月から、市内の公共施設に、授乳やおむつ替えができる場所として「赤ちゃん休憩室」を設置し、それらの施設を市民に広報することにより、乳幼児を持つ母親等が安心して外出できる環境整備を図っています。

(1) 内容

要件を満たした施設を「赤ちゃん休憩室」とし、共通のステッカーを表示するとともに、所在地を市のホームページ等に掲載して周知を図ります。

また、市が行うイベント等にも、仮設の「赤ちゃん休憩室」を設置できるように、テントやベッドなどを整備します。

(2) 実施場所

66施設（中央公民館、中央図書館、総合体育館、トライあい・松本、各公立保育園 他）

17 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 概要

平成21年度から、生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員及び主

任児童委員が訪問し、子育てガイドブックにより子育て支援に関する情報提供を行います。母子に関する悩みを聞き、また、お母さんの気持ち質問表を通して必要とする適切なサービスへ結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する事業です。

また、赤ちゃんの幸せを願い食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、地元の木工作家が作ったスプーンをファーストスプーンとしてプレゼントしています。

(2) 対象となる家庭

生後4ヵ月までの乳児がいる全ての家庭が対象です。

(3) 訪問する人

各地区で活動している「民生・児童委員及び主任児童委員」の方々です。

(4) 平成27年度訪問実績

ア 訪問対象児数 2,074人

イ 訪問実績数 1,918人

ウ 訪問率 92.5%

18 あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）

(1) 概要

発達に心配のあるお子さんや、発達障害によって困難を抱えるお子さんと保護者のために、保健師・保育士・作業療法士・教育相談員などを擁する松本市あるぷキッズ支援室を設置し、継続して総合的に支援していくシステムとして以下の内容を行います。（平成22年4月開始）

ア あるぷキッズ相談室（相談窓口の設置）

なんぷくプラザ3階に常設の相談室を設置し、支援チームの専門職員が教育・保健・福祉など、発達障害に関わる様々な相談に対応します。

イ 保育園・幼稚園・学校への巡回支援

保育園・幼稚園・小中学校に専門職の支援チームが巡回し、現場職員と共に支援計画の立案や支援方法の助言を行います。専門職チームは、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、保健師、教育相談員、保育士で構成します。（平成27年度は全園、全校を巡回）

ウ あるぷキッズサポート手帳

対象児の情報や支援経過が記された手帳で、保護者と支援者が情報を共有し、共通理解のうえで支援できる体制を構築するためのものです。

エ あそびの教室、ペアレントトレーニングなどによる保護者支援

入園前のお子さんに対し、遊びを通じて発達を促すあそびの教室の内容充実と、子どもへの対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施し、保護者支援を強化していきます。

オ 関係者会議

あるぷキッズ支援事業及び教育相談に携わる専門職が集まり、年1回事業に関する協議を行います。

(2) 平成 27 年度の実績

事業名	回数	参加者数(延数)
あるぷキッズ相談室の相談	—	286 人
巡回支援	171 回	553 人
サポート手帳の配付	—	19 冊
あそびの教室	338 回	2,933 人
ペアレントトレーニング	25 回	118 人

19 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童の養育者に支給する手当です。

- 3 歳未満 月額 15,000 円
- 3 歳以上小学校修了前(第 1 子・第 2 子) 月額 10,000 円
- 3 歳以上小学校修了前(第 3 子) 月額 15,000 円
- 中学生 月額 10,000 円
- 所得制限限度額を超えた世帯は、児童 1 人当たり月額一律 5,000 円

○ 児童手当等給付事業

区分 (実施年月日)	支給額	支給要件	支給制限	受給者数	
国の制度	児童手当 (H24.4)	3 歳未満 月額 15,000 円 3 歳以上小学修了前第 1 子・第 2 子 月額 10,000 円 3 歳以上小学校修了前第 3 子以降 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 所得制限限度額を超えた世帯 月額一律 5,000 円	中学校修了前までの児童の養育者	所得制限あり	27 年度実績 人 19,531
	児童扶養手当 (S37.1)	1 人目 月額 42,000 円 一部支給 9,910～ 41,990 円 2 人目加算額 5,000 円 3 人目以降加算額 3,000 円	・18 歳以下の児童でいずれかの状態にあるとき 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡した 3 父又は母の生死が明らかでない 4 父又は母が政令に定める程度の障害の状態にあるとき等 5 母が婚姻によらないで懐胎した児童	所得制限あり 公的年金併給制限あり	2,134

			6 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 7 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 8 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童		
	特別児童扶養手当 (S39.9)	1級 月額 51,100円 2級 月額 34,030円	20歳未満の児童で精神又は身体に中度・重度の障害(身障1、2級、知的障害重度)のある者を養育しているとき	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	631
	障害児福祉手当 (S61.4)	月額 14,480円	20歳未満の在宅重度障害児	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	118
市の制度	交通及び災害遺児等福祉金 (H.4)	一時金 55,000円 年額児童1人 60,000円	交通事故及び労災等により父又は母が死亡又は障害(1級程度)となった児童	所得制限あり	18

20 母子・父子・低所得世帯福祉事業

区分	事業名	事業の概要	内容	28年度予算額
県市	母子家庭等家庭協力員派遣事業	一時的な疾病等により日常生活を営むのに支障のある母子家庭等に派遣します。	生活援助 @1,530円/h 子育て支援 @740円/h	20千円
市	母子・父子・寡婦福祉資金 利子補給	母子・父子・寡婦福祉資金利用者が負担する利子相当額を補助します。	継続分 21件 新規分 0件	20千円
市	母(父)と子の集い バスハイク事業	ひとり親家庭の親と子を激励するとともに相互の理解を深め福祉の増進を図ります。	136人 委託先 松本市母子寡婦福祉会	550千円
国市	自立支援教育 訓練給付金支給	よりよい就労に向けた職業能力開発のための講座を、母子家庭の母または父子家庭の父が受講した場合、経費の一部を補助します。	受講料の2割 上限10万円 @18,000円×3人	100千円
国市	高等職業訓練 促進事業費給付	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関に修学する期間の、生活費の負担軽減を図り、資格取得を促進するため給付します。	修業期間全期間(上限2年) 支給額(月額) 市民税非課税世帯 100,000円 市民税課税世帯 70,500円	12,090千円

21 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法第 38 条（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする）の施設であり、平成 28 年 4 月 1 日現在、5 世帯 13 名が入所しています。

22 医療費助成制度(福祉医療)

区分	実施 年月日	要件	27 年度実績				備考
			受給者 数	総額 (医療費)	財 源 内 訳		
					県	市	
障害者	県補助 H15. 7. 1～ H27. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・身障 1・2 級の者 (特別障害者手帳準拠) ・身障 3 級の者 (所得税非課税者) ・療育手帳 A1・A2・B1 の者 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の者の通院 (特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 (障害者自立支援法に該当する通院医療費) (所得税非課税者) いずれも年度末年齢が 18 歳までの者は所得制限なし	179	13,206	6,603	6,603	(17 年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 ・入院時食事療養費 標準負担額の 1/2 の助成 (18 年度から) ・松本市の制度に統一 ・所得制限の一部廃止 (22 年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校 3 年生 (入院・通院) まで 拡大 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 (障害者自立支援法に該当する通院医療費) (23 年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校 4 年生～ 中学校 3 年生(入院) に拡大 (25 年度から) ・乳幼児等の対象範囲を入院、通院ともに 中学校 3 年生まで 拡大 (27 年度から) ・障害児 18 歳未満 の所得制限なし
	市単独 H18. 8. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の障害 1・2 級及び療育手帳 A1 者 (所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳 1 級の者の通院 (所得制限なし) ・上記以外の身障 3・4 級及び精神障害者保健福祉手帳 2 級の者 (特別障害者手帳準拠) ・特児 1・2 級の者 (特別障害者手帳準拠) 	112	5,144	—	5,144	
母子遺児	県補助 H15. 7. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳未満の児童等を扶養している母子家庭の母 (児童扶養手当一部支給準拠) ・母子家庭の母が扶養する 18 歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠) ・18 歳未満の遺児等 (児童扶養手当準拠) 	5,000	89,841	44,624	44,624	

父子	県補助	H15. 7. 1～	・18歳未満の児童等を扶養している父子家庭の父 (児童扶養手当一部支給準拠) ・父子家庭の父が扶養する18歳未満の児童等 (児童扶養手当準拠)	211	3,517	1,745	1,745
乳幼児等	県補助	H22. 4. 1～	・0歳～就学前児 (通院・入院) (所得制限なし)	31,900	263,631	131,815	131,816
		H27. 4. 1～	・小学校1年生～3年生(入院) (所得制限なし)				
	市単独	H23. 4. 1～	・小学校1年生～中学校3年生 (通院・所得制限なし)	—	269,570	—	269,570

※ 障害者は、20歳未満の実績（20歳以上は、障害福祉課）

23 教育相談

(1) 概要

就学前の幼児及び小中学校の児童に対し、発達相談・就学相談・心理検査及び必要な指導助言を行い、心身の成長を図っていきます。

(2) 平成27年度の実施内容

内 容	件 数
来所相談	241件
巡回訪問(学校・保育園)	19件
合計	260件

24 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな心を培い、健全に成長することは、私たち市民すべての願いであり、われわれ大人に課せられた問題です。

このため市では、市民の深い理解と協力のもとに、関係機関及び団体と連携を図りながら、青少年に対する諸施策を実施しています。

(1) 市民意識の高揚

事 業 名	事 業 の 概 要	平成27年度実績
松本市青少年健全育成市民大会	青少年健全育成活動を市民総ぐるみで推進するため、青少年関係者及び一般市民が一同に会し開催します。	期日：平成27年10月10日(土) 会場：浅間温泉文化センター 参加者：約150人
松本市青少年(児童生徒)健全育成連絡協議会	青少年の指導・育成に携わる関係者が一同に会し、長期休業前に非行防止・健全育成について研修及び連絡協議を実施します。	期日：平成27年7月5日(日) 会場：浅間温泉文化センター 参加者：約200人

(2) 青少年の意識の高揚

事業名	事業の概要	平成27年度実績
松本市子ども会リーダー講習会の開催	地域の子ども会活動の推進を図るため、地区子ども会育成会から推薦され参加した児童に、リーダーのあり方、あそびの実技などを指導します。	期日：平成27年7月29日（水） ～7月31日（金） 会場：松本市美ヶ原少年自然の家 参加者：小学生65名
ジュニア・リーダーの育成	子どもたちの身近な存在として関わり、子ども会活動の目的や楽しさを伝える中高生ジュニア・リーダーの育成及び活動支援を行います。	研修会：年間6回開催 会員数：33人 活動：チビッ子カーニバルの開催他
松本子どもまつりの開催	自然の中で遊びながら、創造性、協調性、思いやりの心を培うことを目的に実施します。	期日：平成27年5月3日（祝・日） 会場：アルプス公園 参加団体：50団体 (内中学・高等学校16校)
成人式の開催	成人としての自覚や意識の向上と社会的責任の重要性を認識する人生の節目の行事として実施します。	期日：平成28年1月10日（日） 会場：松本市総合体育館 参加者：1,786人

(3) 青少年の健全育成と非行防止

事業名	事業の概要	平成27年度実績
松本市青少年問題協議会の開催	青少年をとりまく状況や諸問題を把握し、青少年の指導、育成、保護及び矯正等に関する総合的施策及び関連事項について協議します。	期日：平成27年9月3日（木） 平成28年2月26日（金）
青少年の居場所づくり	中高生を対象に休日や放課後に活用できる体育施設、研修施設の充実を図るものです。	体育施設：中央体育館、南部体育館、島立体育館 研修施設：あがたの森文化会館、あがた児童センター Mウイング（ふれあい国際情報センター）
こどものためのまちかど保健室の実施	青少年支援の充実を図るため、心や体に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる相談室を「青少年の居場所」として実施します。	開設場所：あがたの森文化会館 相談日時：毎週水曜日 10時～17時 毎週金曜日 13時～18時 (金曜日は中高生のみ) 実績：開設日92日、130件
情報とつきあう力（メディア・リテラシー）の育成	ケータイ・インターネットからの有害情報に対処するため、「メディアを読み解く力の育成」の講座を市内小中学校で開催します。	開催校：小学校18校、中学校13校 小中学校2校 参加者：児童・生徒5,699人 保護者等 2,738人
子ども情報誌「集まれ!!松本キッズ!!」の発行	子ども向けや親子で参加できるイベント・講座等の情報紙を児童・生徒に配布します。	配布先：全幼稚園、保育園、小学校、中学校 配付回数：年6回（隔月） 各回31,200部配布

事業名	事業の概要	平成27年度実績
青少年薬物乱用防止対策の推進	<p>青少年に薬物乱用が拡散する前に、広く市民運動としての青少年への薬物乱用防止運動を実施します。</p> <p>薬物乱用の危険性の他、タバコや医薬品についての講座を、松本警察署、松本保健福祉事務所、松本薬剤師会を講師とし、市内小中学校で開催します。</p>	<p>青少年薬物乱用防止キャンペーン 期日：平成27年6月27日（土） 平成27年8月1日（土）</p> <p>開催校：小学校21校、中学校17校、 小中学校1校 参加者：児童・生徒 4,586人 保護者等 730人</p>

25 子どもの権利推進事業

(1) 経過

平成25年4月に施行した「子どもの権利に関する条例」に基づき、27年3月に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指して、次のような取組みを進めています。

(2) 実施内容

ア 子どもにやさしいまちづくり委員会の開催

市民・有識者等で構成する委員会を計4回開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況や子どもに関する施策等について検討・審議しました。

イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の運営

子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営するとともに、こころの鈴ニュース及び案内カードを作成して市内全小中学生及び高校生に配布しました。

ウ 子どもの権利の普及・啓発事業

子どもの権利学習会（出前学習会）を3回開催したほか、広報まつもとで特集を組み、普及・啓発に取り組みました。

また、松本子どもの権利の日に合わせて、11月29日に市民フォーラムを開催しました。

エ まつもと子どもスマイル運動の実施

大人と子どもが積極的に関わりを持つことにより、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う事業を実施しました。

オ まつもと子ども未来委員会の開催

子どもたちが、学校、地域、年代を越えて、市政や地域の課題について学び、解決に向けて意見交換することなどを通じて、自分たちが住むまちへの意識を高めるため、委員会を計10回開催しました。

カ 先進都市との子ども交流事業の実施

子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとまつもと子ども未来委員会の子どもたちが、子どもの権利をテーマに交流する事業を実施しました。

8月に小学生12人が福岡県宗像市・福津市の子どもたちと交流し、10月に中学生2人が西東京市において開催された全国自治体シンポジウムで西東京市、石巻市等の子どもたちと交流しました。

26 青少年育成センター

青少年の健全育成・非行防止活動として、市委嘱の補導委員による街頭補導・有害環境浄化活動を実施しています。

(1) 街頭補導活動

(平成 27 年度活動状況)

- ・青少年補導委員 一般 124 人 学校 63 人 計 187 人
- ・街頭補導実施日数 268 日
- ・街頭補導従事者延べ人員 2,799 人
- ・補導者数 264 人

(2) 有害環境浄化活動

有害図書・ビデオ自販機、有害図書取扱店、ビデオ販売等・レンタル店、カラオケルーム、ゲームセンター、パチンコ店等の実態調査と業者に対する自主規制の協力依頼

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	前年増減
有害図書類自動販売機	1 台	1 台	0
ビデオテープ販売・レンタル店	24 店	21 店	△ 3
カラオケボックス	12 店	11 店	△ 1
ゲームセンター	8 店	6 店	△ 2
ポルノコミック誌等取扱店	139 店	136 店	△ 3

(3) 育成センターだよりの発行

27 子どもの支援・相談スペース設置・運営事業

主にひきこもり状態にある市内の小・中学生を対象として、支援の場所を設置し、学習のサポートや相談業務を行うことで、ひきこもり状態を改善するとともに、子育てしやすい環境を整備することを目的にして、平成 25 年 5 月 1 日から開所しています。

(1) 実施場所

松本市旭 3-2-21

(2) 実績（平成 27 年度延べ利用人数）

- ア 居場所利用 1,578 人
- イ 学習サポート 68 人
- ウ 相談利用 465 人

28 「パパノート」配布事業

父親の育児参加を促し、母親の育児の負担を軽減するために、“母子手帳の父親版”として「パパノート」を発行し、妊娠届出時に配布しています。また、両親学級参加者へ配布するとともに、市内の公共施設や分娩医療機関、健診協力医療機関などでも配布しています。